



福岡県医発第1603号(総)

平成24年9月21日

各医師会長 殿

福岡県医師会

会長 松田 峻一良

(公印省略)

医療機関等における個人情報の取扱い等に関するアンケート調査への協力依頼
について

標題のことについて、社会保障分野の情報化施策における「社会保障・税に係わる番号制度」の検討の一環として、医療分野における個人情報保護及び利活用に関する法制の整備を目指した「医療等情報個別法（仮称）」の制定に向けた検討並びに医療情報システムの標準化の普及・推進に向けた検討が進められており、これらの基礎資料とするために、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」の遵守状況や問題意識、厚労省標準規格の普及状況に関する内容の標記アンケートを実施する旨厚生労働省より日本医師会を通じ通知がありました。

本アンケート調査の対象及び客体数は、全国から無作為抽出された12,300箇所の病院、一般診療所、薬局、介護事業所となっており、9月中旬より実施予定とのことであります。

つきましては、貴職におかれましても本アンケート調査の趣旨をご理解賜り、会員医療機関への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

なお、ご不明な点に関しましては、厚労省が委託しております下記事務局までお問い合わせ頂きますようお願い申し上げます。

記

<問合せ先>

株式会社サンビジネス内

『医療機関等における個人情報の取扱い等に関するアンケート調査』事務局

TEL 03-3455-5292

FAX 03-3455-5201

E-mail p-chousa@sunbi.co.jp

日医発第 587 号（広情 36）
平成 24 年 9 月 14 日

都道府県医師会長 殿

日 本 医 師 会
会 長 横 倉 義 武

「医療機関等における個人情報の取扱い等に関するアンケート調査」への協力依頼
について

拝啓 時下ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。日頃より会務運営に対しましてご高配を賜り深く感謝申し上げます。

今般、厚生労働省政策統括官付情報政策担当参事官室より、標記のアンケート調査に関しまして本会当て協力依頼がまいりました。

現在、社会保障分野の情報化施策として、「社会保障・税に係わる番号制度」が政府全体で議論されておりますが、その検討の一環として、医療分野における個人情報の保護及び利活用に関する法制の整備を目指した「医療等情報個別法（仮称）」の制定に向けた検討並びに医療情報システムの標準化の普及・推進に向けた検討も進められております。

本アンケート調査は、これらの基礎資料とするために、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」の遵守状況や問題意識、厚労省標準規格の普及状況に関する内容となっております。

また、調査の対象及び客体数は、全国から無作為抽出された 12,300 箇所の病院、一般診療所、歯科診療所、薬局、介護事業所となっており、調査実施時期は平成 24 年 9 月中旬を予定しております。

つきましては、貴職におかれましては本調査の趣旨をご理解賜り、貴会管下の郡市区医師会ならびに会員に対し、本件の周知についてご協力賜りたくご高配のほどお願い申し上げます。

なお、各医療機関等向けのアンケート調査用紙は別添のとおりですが、ご不明な点に関しましては、厚労省が委託しております「株式会社サンビジネス内『医療機関等における個人情報の取扱い等に関するアンケート調査』事務局（Tel：03-3455-5292、Fax：03-3455-5201、E-mail：p-chousa@sunbi.co.jp）」までお問い合わせいただきますようお願い申し上げます。

敬具



広報・情報課

政社発0913第1号

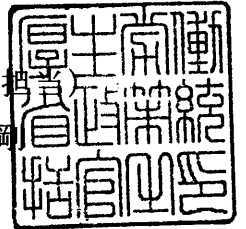
平成24年9月13日

日本医師会長 横倉 義武 様

厚生労働省

政策統括官（社会保障担当）

唐澤 剛



「医療機関等における個人情報の取扱い等に関するアンケート調査」
への協力依頼について

厚生労働行政につきましては、日頃から格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当室は厚生労働省における社会保障分野の情報化施策を担当しており、政府全体で導入に向けた議論が進められている「社会保障・税に関わる番号制度」への対応についても検討を行っております。

こうした検討の一環として、現在、医療等分野における個人情報の利活用及び保護に関する法制の整備を目指した「医療等情報個別法（仮称）」の制定に向けた検討や、医療情報システムの標準化の普及・推進に向けた検討を進めており、これらの検討の基礎資料とするため、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」の遵守状況や問題意識、「厚生労働省標準規格」の普及状況等に関する標記アンケート調査を行う予定としております。

（アンケート調査の概要につきましては別紙をご参照ください。）

つきましては、なにとぞ本調査の趣旨をご理解いただき、ご協力いただきますようお願いいたします。

別紙

「医療機関等における個人情報の取扱い等に関するアンケート調査」について

1. 調査名

医療機関等における個人情報の取扱い等に関するアンケート調査

2. 調査の対象及び調査客体数

病院	4,000 箇所
一般診療所	2,800 箇所
歯科診療所	2,000 箇所
薬局	1,500 箇所
介護事業所	2,000 箇所
合計	12,300 箇所

3. 調査実施時期

平成24年9月中旬(予定)

4. 調査方法

郵送を予定

5. 調査関連書類(別添)

- 調査のお願い
- アンケート用紙
- 回答用紙

「医療機関等における個人情報の取扱い等に関する アンケート調査」ご協力のお願い

謹啓

時下ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

医療分野における個人情報の取扱いにつきましては、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年5月30日法律第57号、以下「法」という。)第7条第1項に基づいて策定された「個人情報の保護に関する基本方針」(平成16年4月2日閣議決定)等において、その性質や利用方法等から、特に適正な取扱いの厳格な実施を確保する必要があるとされているところであり、これを踏まえて厚生労働省(以下「当省」という。)において「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」(平成16年12月24日通知、平成22年9月17日改正。以下「ガイドライン」という。)を策定し、医療機関等や介護関係事業者において個人情報保護のために遵守すべき事項等を規定しているところで

す。
現在、当省において、医療等分野における個人情報の利活用と保護に関する法制的整備を目指した「医療等情報個別法(仮称)」の制定に向けた検討を進めており、その基礎資料とするため、ガイドラインの遵守状況についての意識等に関するアンケート調査を行うこととさせていただきました。

また、当省においては、医療情報システムの標準化について、普及・推進を目的とした検討を進めており、その基礎資料とするため、厚生労働省標準規格の普及状況に関するご質問も併せて行うこととさせていただきます。

お忙しいところまことに恐縮ですが、なにとぞ本アンケート調査の趣旨をご理解いただき、ご協力をお願いいたします。

なお、お答えいただきました内容については本調査以外には使用いたしません。

謹白

厚生労働省
政策統括付情報政策担当官参事官室

<連絡先> このアンケート調査に関してご質問等などございましたら、下記へお願いいたします。

お問い合わせ先

今回の「医療機関等における個人情報の取扱い等に関するアンケート調査」につきましては、「株式会社サンビジネス」が請負業者として、厚生労働省に代わり作業を行います。

アンケート回答の記入方法や返信方法にご不明な点がございましたら、下記までご連絡ください。

連絡先：〒105-0014 東京都港区芝 1-10-11 コスモ金杉橋ビル 9F
株式会社サンビジネス内
「医療機関等における個人情報の取扱い等に関するアンケート調査」事務局
担当：大塚(おおつか)
電話：03-3455-5292
FAX：03-3455-5201
メールアドレス：p-chousa@sunbi.co.jp

ご返信期限 平成24年9月25日 まで

回答用紙のみ 返送をお願いいたします。

～ お手数ですが、アンケートご記入の前に下記をお読みください～

1. 本調査は病院、一般診療所、歯科診療所、薬局、介護事業所を対象としております。貴施設に対し、どの種類の施設として調査を依頼したのか宛先の末尾に括弧書きで施設種別を記載しておりますので(例：〇〇病院(1. 病院)、 介護センター(5. 介護事業所))、貴施設が前記の施設種別のうち複数を兼ねている場合は、宛先の末尾に記載されている種別の施設としてご回答願います。同じ施設に対し、複数の種別の施設として別々に調査をお願いしている場合も(例：××病院(1. 病院)、 ××病院(5. 介護事業所))、重複ではございませんのでそれぞれ別々にご回答いただきますようお願いいたします。
2. なるべく、貴施設において個人情報の取扱いを担当している方（複数いらっしゃる場合はどなたかお一人）にご回答いただきますようお願いいたします。
3. 貴施設における個人情報の取り扱い等について、普段感じていることをお答えください。
4. 「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」及びガイドラインに関するQ & A（事例集）は「厚生労働省ホームページ」内の下記の場所に掲載しておりますので、適宜ご参照ください。

厚生労働省ホームページ > 申請・募集・情報公開 > 情報公開・個人情報保護 > 個人情報保護 > 厚生労働分野における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン等

(URL)

ガイドライン本文

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/seisaku/kojin/dl/170805-11a.pdf>

Q & A（事例集）

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/seisaku/kojin/dl/170805iryoku-kaigoga.pdf>

5. 「医療等情報個別法（仮称）」の制定に向けた検討は、当省に設置された「社会保障分野サブワーキンググループ」及び「医療機関等における個人情報保護の在り方に関する検討会」において行っております。資料等は「厚生労働省ホームページ」内の下記の場所に掲載しておりますので、適宜ご参照ください。

厚生労働省ホームページ > 政策について > 審議会・研究会等 > 政策統括官（ページの一番下にあります。）

(URL)

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000000ai9a.html>

6. 医療情報システムの標準化について、普及・推進を目的とした検討は、当省に設置された「保健医療情報標準化会議」において行っております。資料等は「厚生労働省ホームページ」内の下記の場所に掲載しておりますので、適宜ご参照ください。

厚生労働省ホームページ > 政策について > 審議会・研究会等 > 政策統括官（ページの下部にあります。）

(URL)

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000000ai9a.html>

「厚生労働省ホームページ」に関する問い合わせは
表題「URL 問合せ」とし、問合せ先メールアドレス（p-chousa@sunbi.co.jp）
まで送信してください。
返信メールにて「URL」をご案内させていただきます。

厚生労働省

「医療機関等における個人情報の取扱い等 に関するアンケート調査」

封入書類及び返送書類に関するご案内

1. 「アンケート調査」ご協力をお願い
2. アンケート調査票
3. アンケート回答用紙
4. 返送用長3形封筒

**回答用紙のみを平成24年9月25日までに
投函をお願いいたします。**

大変お手数をお掛けいたしますが、ご協力をお願いいたします。

医療機関等における個人情報の取扱い等に関するアンケート調査

Q 1 貴施設について

Q 1 - 1 貴施設の名称を回答欄に記載して下さい。

Q 1 - 2 貴施設の種別(宛名の末尾に記載されているもの)について当てはまるものの番号を回答欄に記載して下さい。

- 1 . 病院 (→ Q 1 - 3、1 - 4 にもご回答の上、Q 2 - 1 へお進みください。)
- 2 . 一般診療所 (→ Q 1 - 3 にもご回答の上、Q 2 - 1 へお進みください。)
- 3 . 歯科診療所 (→ Q 2 - 1 へお進みください。)
- 4 . 薬局 (→ Q 2 - 1 へお進みください。)
- 5 . 介護事業所 (→ Q 1 - 3、1 - 4 にもご回答の上、Q 2 - 1 へお進みください。 Q 9 は回答不要です。)

Q 1 - 3 貴施設の病床数(介護事業所においては定員又は病床数)について当てはまるものの番号を回答欄に記載して下さい。

- 1 . なし
- 2 . 1 ~ 2 9 床
- 3 . 3 0 ~ 9 9 床
- 4 . 1 0 0 ~ 1 9 9 床
- 5 . 2 0 0 ~ 4 9 9 床
- 6 . 5 0 0 床以上

Q 1 - 4 貴施設の設置主体について当てはまるものの番号を回答欄に記載して下さい。

- 1 . 国
- 2 . 独立行政法人等 (注)
- 3 . 地方公共団体
- 4 . 医療法人、社会福祉法人
- 5 . 民間事業者・その他

注：独立行政法人通則法 (平成 11 年法律第 103 号) 第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律 (平成 15 年法律第 59 号) 別表に掲げる法人 (国立大学法人等) をいう。

Q 2 ガイドラインの運用について

Q 2 - 1

「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」(平成16年12月24日通知、平成22年9月17日改正。以下「ガイドライン」という。)の下記(1)～(11)の運用を通じて、貴施設においては個人情報の保護と適正な情報の利活用が十分になされていると思いますか。「選択肢1」の中から当てはまるものの番号を「回答欄1」に記載してください。2～4を記載した場合は、その理由として当てはまるものを「選択肢2」の中から選び、番号を「回答欄2」に記載してください。また、そう感じた具体的な事例があれば記載してください。

- (1) 本ガイドラインの趣旨、目的、基本的考え方 / 用語の定義等
- (2) - 1. 利用目的の特定等
- (3) - 2. 利用目的の通知等
- (4) - 3. 個人情報の適正な取得、個人データ内容の正確性の確保
- (5) - 4. 安全管理措置、従業員の監督及び委託先の監督
- (6) - 5. 個人データの第三者提供
- (7) - 6. 保有個人データに関する事項の公表等
- (8) - 7. 本人からの求めによる保有個人データの開示
- (9) - 8. 訂正及び利用停止
- (10) - 9. 開示等の求めに応じる手続及び手数料
- (11) - 10. 理由の説明、苦情対応

(選択肢1)

- 1. 特に問題を感じない
- 2. どちらかという、個人情報の保護に課題を感じることもある
- 3. どちらかという、適正な情報の利活用に課題を感じることもある
- 4. 個人情報の保護と適正な情報の利活用の双方に課題を感じることもある
- 5. ガイドラインの内容を知らない

(理由を選択肢2の中から選び、回答欄2に記入してください。)

(選択肢2)

- 1. 内容がわかりにくい
- 2. 内容が不足している
- 3. 内容が厳しすぎる
- 4. 内容が緩すぎる
- 5. その他

(具体的な事例があれば回答欄に記載して下さい)

Q 2 - 2

現在、医療分野における個人情報の取扱いについては、病院等の設置主体が民間事業者の場合は個人情報保護法、国の行政機関はそれぞれの行政機関個人情報保護法、独立行政法人等は独立行政法人等個人情報保護法、地方公共団体はそれぞれの条例において、定められています。

このように、個人情報の取扱いについて、設置主体によって適用される規定が異なっていることについて、どう思いますか。当てはまるものの番号を記載し、またその理由も記載してください。

- 1. 設置主体によらず、同じ規定が適用されることが望ましいと思う
- 2. 設置主体ごとに、根拠法令が異なっている方がよいと思う
- 3. どちらでもよいと思う

Q 3 個人情報の利用目的の特定・公表について

Q 3 - 1 個人情報の利用目的については、ガイドラインにおいて、別記 1 の『通常の業務で想定される利用目的』を例示し、別記 2 のとおり本人の同意を得ないで第三者に提供できる場合を規定し、別記 3 のとおり提供先が「第三者」に該当しない場合を規定しているところです。貴施設においては、個人情報の利用目的が特定されていると思いますか。当てはまる番号を記載してください。

- 1 . 特定されていると思う(→ Q 3 - 2 へお進みください。)
- 2 . 特定されていないと思う(→ Q 4 - 1 へお進みください。)

Q 3 - 2 どのような利用目的について特定していますか。下記のうち当てはまるものの番号を全て記載してください。(1～4それぞれの具体例につきましては、別記 1 をご参照ください。)

- 1 . 患者・利用者への医療・介護の提供のため、施設内部で利用する目的
- 2 . 患者・利用者への医療・介護の提供のため、外部に提供する目的
- 3 . 患者・利用者への医療・介護の提供のため以外で、施設内部で利用する目的
- 4 . 患者・利用者への医療・介護の提供のため以外で、外部に提供する目的

Q 3 - 3 貴施設において、個人情報の利用目的が公表されていると思いますか。当てはまるものの番号を記載してください。

- 1 . 公表されていると思う(→ Q 3 - 4 へお進みください。)
- 2 . 公表されていないと思う(→ Q 4 - 1 へお進みください。)

Q 3 - 4 個人情報の利用目的をどのような方法で公表していますか。当てはまるものの番号を全て記載してください。4 を○で囲んだ場合は、具体的な内容を記載してください。

- 1 . 院内、事業所内へ掲示
- 2 . ウェブサイトへ掲載
- 3 . パンフレット等へ掲載
- 4 . その他

Q 4 個人情報の第三者提供について

Q 4 - 1

貴施設において、下記 1～6 の各相手先に対して個人データを提供している場合、どのように本人の同意を得て提供しているか、選択肢ア～オのうち当てはまるものを全て記載してください。提供していない場合は力だけを記載してください。「4 . 民間会社」及び「6 . その他」については、提供している場合、具体的な相手先(社名・業種等)を記載してください。

- | | | |
|-------------------------------|---------------|----------|
| 1 . 医療機関 | 2 . 介護サービス事業者 | 3 . 研究機関 |
| 4 . 民間会社 (外部委託業者、審査支払機関は除く。) | 5 . 国、地方公共団体 | 6 . その他 |

(選択肢)

- ア 別記 2 に該当するものとして、本人の同意を得ることなく提供
イ 別記 1 の利用目的をあらかじめ公表しておくことで包括的な同意を得て提供
ウ 別記 1、2 のいずれにも当てはまらないが、個別に同意を得て提供
エ 別記 3 に該当するものとして、本人の同意を得ることなく提供
オ その他
カ 提供していない

Q 4 - 2 別記 1 及び別記 2 以外に、個別に本人の同意を得ないで提供できることが望ましい場合がありますか。当てはまるものの番号を全て記載してください。6 を選択した場合は、具体的な内容を記載してください。

- | | |
|--------------------------------------|----------------------------|
| 1 . 施設外部で行われる学生実習への協力 | 2 . 施設外部で行われる医師・看護師等の教育・研修 |
| 3 . 施設外部で行われる症例・死因検討 | 4 . 施設外部で行われる研究・治験・臨床試験 |
| 5 . 外部の機関が実施した治療経過、予後調査等のアンケート調査への協力 | |
| 6 . その他 | 7 . 特になし |

医療・介護関係事業者の通常の業務で想定される個人情報の利用目的

(ガイドライン別表 2 (P.52～53)より作成)

1．患者・利用者への医療・介護の提供のため、施設内部で利用する目的

- ・当該医療機関等・介護関係事業者が患者・利用者等に提供する医療・介護サービス
- ・医療保険・介護保険事務
- ・患者・利用者に係る医療機関等・介護関係事業者等の管理運営業務のうち、
 - 入退院・入退所等の管理
 - 会計・経理
 - 医療事故等の報告
- ・当該患者・利用者の医療・介護サービスの向上

2．患者・利用者への医療・介護の提供のため、外部に提供する目的

- ・当該医療機関等・介護関係事業者等が患者・利用者等に提供する医療・介護サービスのうち、
 - 他の病院、診療所、助産所、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者等との連携
 - 当該利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所との連携(サービス担当者会議等)、照会への回答
 - 他の医療機関等からの照会への回答
 - 患者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - 検体検査業務の委託その他の業務委託
 - 家族等への病状・状況説明
- ・医療保険・介護保険事務のうち、
 - 保険事務の委託
 - 審査支払機関へのレセプトの提出
 - 審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・事業者等からの委託を受けて健康診断等を行った場合における、事業者等へのその結果の通知
- ・医師賠償責任保険・損害賠償保険などに係る、医療に関する専門の団体、保険会社等への相談又は届出等

3．患者・利用者への医療・介護の提供のため以外で、施設内部で利用する目的

- ・医療機関等・介護関係事業者等の管理運営業務のうち、
 - 医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - 医療機関等・介護事業者の内部において行われる学生の実習への協力
- 医療機関等の内部において行われる症例研究

4．患者・利用者への医療・介護の提供のため以外で、外部に提供する目的

- ・医療機関等の管理運営業務のうち、
 - 外部監査機関への情報提供の観点から照会する場合

(現行のガイドラインにおいて、本人の同意を得る必要がなく第三者提供ができるとされている場合)

(ガイドライン P.22 ~ 23 より引用)

法令に基づいて個人情報を利用する場合

(例)

- ・ 医療法に基づく立入検査
- ・ 介護保険法に基づく不正受給者に対する市町村への通知

人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

(例)

- ・ 意識不明で身元不明の患者について、関係機関へ照会したり、家族又は関係者等からの安否確認に対して必要な情報提供を行う場合
- ・ 意識不明の患者の病状や重度の認知症の高齢者の状況等を家族等に説明する場合
- ・ 大規模災害等で医療機関に非常に多数の傷病者が一時に搬送され、家族等からの問い合わせに迅速に対応するためには、本人の同意を得るための作業を行うことが著しく不合理である場合

なお、「本人の同意を得ることが困難であるとき」には、本人に同意を求めても同意しない場合、本人に同意を求める手続を経るまでもなく本人の同意を得ることができない場合等が含まれるものである。

公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

(例)

- ・ 健康増進法に基づく地域がん登録事業による国又は地方公共団体への情報提供
- ・ がん検診の精度管理のための地方公共団体又は地方公共団体から委託を受けた検診機関に対する精密検査結果の情報提供
- ・ 児童虐待事例についての関係機関との情報交換
- ・ 医療安全の向上のため、院内で発生した医療事故等に関する国、地方公共団体又は第三者機関等への情報提供のうち、氏名等の情報が含まれる場合

国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

(例)

- ・ 統計法第 2 条第 7 項の規定に定める一般統計調査に協力する場合
- ・ 災害発生時に警察が負傷者の住所、氏名や傷の程度等を照会する場合等、公共の安全と秩序の維持の観点から照会する場合

(現行のガイドラインにおいて、提供先が「第三者」に該当しないとされている場合)

(ガイドライン P.25 ~ 26 より引用)

外部の事業者等への情報提供であるが、「第三者」に該当しない場合

法第 23 条第 4 項の各号に掲げる場合の当該個人データの提供を受ける者については、第三者に該当せず、本人の同意を得ずに情報の提供を行うことができる。医療・介護関係事業者における具体的事例は以下のとおりである。

- ・ 検査等の業務を委託する場合
- ・ 外部監査機関への情報提供 ((財) 日本医療機能評価機構が行う病院機能評価等)
- ・ 個人データを特定の者との間で共同して利用するとして、あらかじめ本人に通知等している場合

個人データの共同での利用における留意事項

病院と訪問看護ステーションが共同で医療サービスを提供している場合など、あらかじめ個人データを特定の者との間で共同して利用することが予定されている場合、(ア)共同して利用される個人データの項目、(イ)共同利用者の範囲 (個別列挙されているか、本人から見てその範囲が明確となるように特定されている必要がある) (ウ)利用する者の利用目的、(エ)当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称、をあらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態においておくとともに、共同して利用することを明らかにしている場合には、当該共同利用者は第三者に該当しない。

この場合、(ア)、(イ)については変更することができず、(ウ)、(エ)については、本人が想定することが困難でない範囲内で変更することができ、変更する場合は、本人に通知又は本人の容易に知り得る状態におかなければならない。

同一事業者内における情報提供であり、第三者に該当しない場合

同一事業者内で情報提供する場合は、当該個人データを第三者に提供したことにはならないので、本人の同意を得ずに情報の提供を行うことができる。医療・介護関係事業者における具体的事例は以下のとおりである。

- ・ 病院内の他の診療科との連携など当該医療・介護関係事業者内部における情報の交換
- ・ 同一事業者が開設する複数の施設間における情報の交換
- ・ 当該事業者の職員を対象とした研修での利用 (ただし、第三者提供に該当しない場合であっても、当該利用目的が院内掲示等により公表されていない場合には、具体的な利用方法について本人の同意を得るか、個人が特定されないよう匿名化する必要がある)
- ・ 当該事業者内で経営分析を行うための情報の交換

Q 5 安全管理措置について

ガイドラインにおいて、『医療・介護事業者は、その取扱う個人データの漏えい、滅失又はき損の防止その他個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない』と規定されており、以下のような安全管理措置の具体例が挙げられているところです。具体例 ～ のそれぞれについて、「選択肢」の中から当てはまるものの番号を記載してください。

(安全管理措置の具体例)

個人情報保護に関する規程の整備、公表

個人情報保護推進のための組織体制の整備

個人データの漏えい等の問題が発生した場合等における報告連絡体制の整備

雇用契約時における個人情報保護に関する規程の整備

従業者に対する教育研修の実施

物理的安全管理措置(入退館管理、盗難予防対策、機器・装置等の物理的な固定等)

技術的安全管理措置(個人データに対するアクセス管理、アクセス記録の保存、ファイアウォールの設置等)

個人データの保存(保存媒体の劣化防止、検索用インデックスの整備等)

不要となった個人データの廃棄、消去

(選択肢)

- | | |
|----------------|---------------------|
| 1．十分実施されていると思う | 2．不十分であるが実施されていると思う |
| 3．実施されていないと思う | 4．わからない |

Q 6 情報に関するヒヤリハット事例について

貴施設において、過去に下記のような情報に関するヒヤリハット事例(情報漏えいにつながりかねない事例。未遂も含めます)がありましたか。あった場合は頻度(把握されている限りで構いません)について、「選択肢」の中から当てはまるものの番号を記載してください。

(ヒヤリハット事例)

- (1) 機密情報が記載された書類、記録された電子媒体等を紛失
- (2) 機密情報にアクセスするために必要なIDカード等を紛失
- (3) 許可なく機密情報を外部に持ち出し
- (4) メール宛先を間違えて送信
- (5) パスワード等で保護すべき情報を保護しないままメール送信
- (6) (4),(5)以外のメール送信トラブル
- (7) ファクスの宛先を間違えて送信
- (8) システム障害等による情報漏えい
- (9) 業務委託先におけるトラブル
- (10) 外部からの不正アクセス
- (11) その他

(選択肢)

- | | | |
|---------|---------|--------------|
| 1．週1回程度 | 2．月1回程度 | 3．2～3ヶ月に1回程度 |
| 4．年1回程度 | 5．年1回未満 | 6．なし |

Q7 苦情対応について

Q7 - 1

貴施設において、個人情報の取扱いに関する苦情対応を行う職員を配置していますか。当てはまる番号を記載してください。

- 1. 専任の職員を配置している
- 2. 兼任の職員を配置している
- 3. 苦情対応を行う職員は配置していない

Q7 - 2

貴施設に対し、個人情報の取扱いに関する苦情はどのくらいの頻度（把握されている限りで構いません。）でありましたか。当てはまるものの番号を記載してください。1～5を選択した場合は、具体的な苦情の内容を下の回答欄に記載してください。

- 1. 週1回程度
 - 2. 月1回程度
 - 3. 2～3ヶ月に1回程度
 - 4. 年1回程度
 - 5. 年1回未満
 - 6. 過去に苦情はない
- } (→具体的な苦情の内容を回答欄に記載してください。)

Q7 - 3

貴施設は、認定個人情報保護団体の対象事業者となっていますか。当てはまる番号を記載してください。

- 1. 対象事業者となっている(→Q7 - 4へお進みください。)
- 2. 対象事業者となっていない(→Q8へお進みください。)
- 3. わからない(→Q8へお進みください。)

Q7 - 4

貴施設において、個人情報の取扱いに関する苦情処理にあたり、認定個人情報保護団体が設置している相談窓口等が活用されていると思いますか。当てはまる番号を記載してください。

- 1. 活用されていると思う
- 2. 活用されていないと思う

Q8 その他の意見について

これまでご回答いただいた内容の他に、本ガイドラインについてのご意見や、本ガイドラインの内容にかかわらず医療・介護分野における個人情報の保護と適正な利活用について日頃感じていることがありましたら、回答欄に記載してください。

厚生労働省標準化規格に関するアンケート調査

医療安全や医療の質の向上、地域医療連携を推進する上で、医療機関の内部や異なる医療機関の間において必要な情報がいつでも利用可能となるよう、医療情報システムのメッセージやコード等を標準的な形式を用いることが必要となります。

厚生労働省では、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」第5章において、医療機関等に求められている標準化、相互運用性確保について示すとともに、民間の標準化団体により構成される協議会で採択した医療情報標準化指針のうち、必要不可欠と考えられる規格については、保健医療情報標準化会議（ ）からの提言を踏まえ、「厚生労働省標準規格」（別表参照）と定め、普及促進を図っているところです。

保健医療情報標準化会議（<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000000ai9a.html#shingi29>）

医療機関内及び医療機関間でやりとりされる様々なメッセージや書類等の標準化に対応することを目的として開催しており、厚生労働省標準規格の更新や保健医療情報分野の標準化推進に係る検討・提言を行っている。

Q 9 - 1 保健医療情報標準化会議において決定される「厚生労働省標準規格」をご存じでしょうか。当てはまるものの番号を記載してください。

- 1．知っている（→ Q 9 - 2 へお進みください。）
- 2．知らない（→ アンケート終了です。）

Q 9 - 2 貴施設においては、医療情報システムの構築、更新に際して、システムベンダに厚生労働省標準規格を実装するよう提案・要請をしていると思いますか。当てはまるものの番号を記載してください。

- 1．厚生労働省標準規格を実装するよう提案・要請をしている
- 2．厚生労働省標準規格を実装するよう提案・要請をしていない

Q 9 - 3 厚生労働省標準規格について、貴施設において使用していると思われる規格を次ページの別表から選択し、別表左欄の番号を記載ください。＜複数回答可＞

Q 9 - 4 厚生労働省標準規格を使用していない場合、理由はどのようなものだと思いますか。下記1～6のうち当てはまるものの番号を全て記載してください。

- 1．導入・改修経費、維持管理経費が高くなると考えているため
- 2．現在使用しているシステムが扱いにくくなると懸念するため
- 3．システムベンダから提案された内容には盛り込まれていなかったため
- 4．医療機関間、地域間の情報連携を想定しておらず、必要性を感じないため
- 5．実施している業務が標準コードのどれに該当するか、マッピング作業が大変なため
- 6．その他（具体的な内容を回答欄に記載してください）

(別表)

番号	厚生労働省標準規格	想定される利用方法
1	HS001 医薬品 HOT コードマスター	医療機関間、医療機関と薬局における処方情報の提供、共有、院内物流管理 等
2	HS005 ICD10 対応標準病名マスター	レセプト請求、医療機関間における患者基本情報の提供・共有 等
3	HS007 患者診療情報提供書及び電子診療データ提供書(患者への情報提供)	患者から診療情報の提供要請があった際の電子的提供 等
4	HS008 診療情報提供書(電子紹介状)	医療機関間における診療情報の電子的提供 等
5	HS009 IHE 統合プロファイル「可搬型医用画像」およびその運用指針	医療機関間における画像情報の可搬型媒体での交換 等
6	HS010 保健医療情報-医療波形フォーマット - 第92001 部:符号化規則	医療機関間における心電図、呼吸波形、脳波など医用波形情報の提供、共有 等
7	HS011 医療におけるデジタル画像と通信(DICOM)	医療機関内、医療機関間のオンラインによる検査画像、画像レポートの提供、共有 等
8	HS012 JAHIS 臨床検査データ交換規約	部門間や病院、医院や保健医療関連施設間の検体検査結果、生理検査結果の提供、共有 等
9	HS013 標準歯科病名マスター	医療機関間における患者基本情報の提供・共有 レセプト請求等
10	HS014 臨床検査マスター	医療機関の部門間や医療機関間における検体検査結果、生理検査結果の提供・共有 等
11	HS016 JAHIS 放射線データ交換規約	医療機関内の放射線検査依頼や検査通知等のデータ交換 等
12	HS017 HIS,RIS,PACS,モダリティ間予約,会計,照射録情報連携指(JJ1017 指針)	撮影・検査・照射指示等の放射線業務における情報連携 等

医療機関等における個人情報の取扱い等に関するアンケート回答用紙

Q1 貴施設について

Q1 - 1 貴施設の名称を記入して下さい。

--

Q1 - 2

--

Q1 - 3

--

Q1 - 4

--

Q2 ガイドラインの運用について

Q2 - 1 選択肢1の中から当てはまる番号を回答欄1に、その理由を選択肢2から選び、番号を回答欄2に記入ください。

(1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10) (11)

回答欄1											
回答欄2											

(具体的な事例があれば記入してください。)

--

Q2 - 2

	(理由を記入してください。)
--	----------------

Q3 個人情報の利用目的の特定・公表について

Q3 - 1

--

Q3 - 2 (複数回答可)

--

Q3 - 3

--

Q3 - 4 (複数回答可)

	(4を選択の場合:具体的な内容)
--	------------------

Q4 個人情報の第三者提供について

Q4 - 1 (複数回答可)

1.

2.

3.

--	--	--

4.

5.

6.

--	--	--	--	--

Q 4 - 2 (複数回答可)

	(その他を選択の場合:具体的な内容を記入ください)
--	---------------------------

Q 5 安全管理措置について

--	--	--	--	--	--	--	--	--

Q 6 情報に関するヒヤリハット事例について

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)

Q 7 苦情対応について

Q 7 - 1

--

Q 7 - 2

	(具体的な苦情の内容を記入ください)
--	--------------------

Q 7 - 3

--

Q 7 - 4

--

Q 8 その他の意見について

--

厚生労働省標準化規格に関するアンケート回答用紙

Q 9 - 1

--

Q 9 - 2

--

Q 9 - 3 (複数回答可)

--

Q 9 - 4 (複数回答可)

--

ご協力ありがとうございました。